

証券コード 3984
2026年9月3日
(電子提供措置の開始日) 2026年8月27日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ユーザーローカル
代 表 取 締 役 伊 藤 将 雄

招 集 ご 通 知

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.userlocal.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「その他」「株式情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユーザーローカル」又は「コード」に当社証券コード「3984」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

なお、当日ご出席されない場合、書面（郵送）又はインターネット等による事前の議決権行使をご活用いただけます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後掲の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、**2026年9月17日（木曜日）午後6時30分までに**議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月18日（金曜日）午前10時
（受付開始時間 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスカンファレンス
アネックス棟3階 ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第21期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日、会場でサポートをご希望の方は事前に当社ウェブサイトお問い合わせフォーム (<https://inquiry.userlocal.jp/form/?type=ir>) にてご相談ください。

※株主総会会場は座席数に限りがあるため、ご入場いただけない場合がございます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※株主総会に先立ち、目的事項（報告事項及び決議事項）に関するご質問を当社ウェブサイトお問い合わせフォーム (<https://inquiry.userlocal.jp/form/?type=ir>) にて受け付けさせていただきます。株主番号を本文中にご記載のうえ、2026年9月11日（金曜日）午後6時30分までにお寄せください。すべてのご質問に回答することはお約束いたしかねますのであらかじめご了承ください。

※本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【事業報告】

新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針

【計算書類】

株主資本等変動計算書、個別注記表



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年9月18日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時半）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月17日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年9月17日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 **0120-768-524**
 (受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、独立役員を委員の過半数とする指名・報酬委員会での審議を経ており、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
1	いとうまさお 伊藤将雄 (1973年12月18日) (再任)	1997年4月 株式会社日経BP入社 2000年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2002年4月 みんなの就職株式会社代表取締役 2005年9月 有限会社ユーザーローカル（現当社）設立 2007年8月 当社代表取締役社長（現任）	6,071,400株
2	わたなべかずゆき 渡邊和行 (1982年7月1日) (再任)	2006年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2008年12月 当社入社 2010年10月 当社コーポレートセールス部長（現任） 2014年9月 当社取締役COO（現任）	760,000株
3	いわもとだいすけ 岩本大輔 (1982年8月4日) (再任)	2006年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2014年4月 メタウォーター株式会社入社 2015年10月 当社入社管理部長（現任） 2016年1月 当社取締役CFO（現任）	105,500株
4	ほんごうゆたか 本郷 寛 (1986年12月30日) (再任)	2013年4月 当社入社 2020年7月 当社執行役員 2025年9月 当社取締役（現任）	129,400株
5	まつぎきりょうた 松崎良太 (1968年11月14日) (再任)	1991年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2011年4月 サードギア株式会社設立代表取締役（現任） 2011年11月 株式会社クラウドワークス取締役 2013年2月 きびだんご株式会社設立代表取締役（現任） 2016年1月 株式会社シンクロ・フード社外取締役 2019年9月 当社社外取締役（現任）	4,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	いとうたく 伊藤拓 (1974年10月24日) (再任)	2000年4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所 2007年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任） 2016年4月 ビーブル株式会社社外取締役（現任） 2016年6月 株式会社CDG社外監査役 2020年9月 当社社外取締役（現任）	4,000株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 候補者伊藤将雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 3 松崎良太氏及び伊藤拓氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は以下のとおりであります。
- (1) 松崎良太氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで金融業界やIT業界においての幅広い経験とグローバルな見識を有しており、当社の経営に関して客観的かつ中立的な立場からの的確な助言を頂けるものと判断したためであります。
- (2) 伊藤拓氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する高度な専門知識と幅広い経験を有しており、当社の経営に関して専門的な見地からの助言を頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 5 松崎良太氏及び伊藤拓氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松崎良太氏が7年、伊藤拓氏が6年となります。
- 6 当社は、松崎良太氏、伊藤拓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 7 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 8 当社は、松崎良太氏及び伊藤拓氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	わたなべともみ 渡辺智美 (1977年6月24日) (再任)	2001年 4 月 東京三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2004年 11 月 日本ポール株式会社入社 2006年 7 月 アーンストアンドヤングファイナンシャルサービズ株式会社入社 2008年 7 月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）転籍 2015年 9 月 当社常勤社外監査役 2024年 9 月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	22,100株
2	なかむらよしかず 中村賀一 (1973年3月11日) (再任)	1995年 10 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年 7 月 平田公認会計士事務所入所 2004年 6 月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役 2016年 1 月 当社社外監査役 2021年 10 月 株式会社カラダノート社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年 6 月 株式会社エンバイオ・ホールディングス代表取締役（現任） 2024年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	193,000株
3	たなかひろゆき 田中裕幸 (1970年10月22日) (再任)	1992年 10 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年 4 月 司法修習修了弁護士登録 2001年 4 月 公認会計士登録 2004年 11 月 田中法律会計事務所開設（現任） 2016年 1 月 当社社外監査役 2017年 3 月 ビープラッツ株式会社社外監査役（現任） 2020年 6 月 株式会社Will Smart社外監査役（現任） 2024年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	21,700株

- (注) 1 各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
- 2 渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は下記のとおりであります。
- (1) 渡辺智美氏を社外取締役候補者とした理由は、米国公認会計士として監査法人での実務経験を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 中村賀一氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、他社での取締役としての豊富な経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (3) 田中裕幸氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- 4 渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、各氏は社外取締役である監査等委員就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの在任期間は、渡辺智美氏が11年、中村賀一氏が10年、田中裕幸氏が10年となります。
- 5 当社は、渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 6 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7 当社は、渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

ご参考 取締役に関するスキルマトリクス

本総会において議案が原案どおり可決された場合の取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏名		企業経営	R&D	マーケティング・ブランド戦略	財務・会計	人事・人材マネジメント	法務・ガバナンス	ESG・サステナビリティ
伊藤 将雄		○	○	○		○	○	○
渡邊 和行		○		○		○		○
岩本 大輔		○			○	○	○	○
本郷 寛			○					
松崎 良太	社外	○	○	○	○	○		
伊藤 拓	社外						○	
渡辺 智美	社外				○		○	
中村 賀一	社外	○			○		○	
田中 裕幸	社外				○		○	

以 上

事業報告

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復がみられるものの、為替相場の変動等による物価の高騰や、中東情勢によるエネルギー価格の高騰等により、国内外において依然として先行きは不透明な状況にあります。

一方で、AIが社会に与える影響は世界的に高まり続けており、あらゆる分野においてAIの実用化が急速に進んでおります。これに伴い、当社が提供するビッグデータ・AIを活用したクラウドサービスへのニーズは一層高まっていると認識しております。

このような状況のもと、当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念を掲げ、SaaS形式で提供するマーケティング支援サービス「User Insight」、「Social Insight」、AIを活用した顧客サポート業務の自動化サービス「Support Chatbot」、法人向け生成AIサービス「ChatAI」の品質向上及び販売促進に注力してまいりました。

研究開発活動においては、主に①自社AIアルゴリズム拡充、②既存サービスへのAIアルゴリズム実装、③AIサービスの新規開発に重点的に取り組んでまいりました。特に③AIサービスの新規開発では、ChatGPTなどの対話型AI・生成AIとのサービス連携や、ビッグデータ分析やAIの技術を用いてあらゆる課題を解決するための商品開発を積極的に進めてまいりました。安定的な基幹システムの構築や、AIエンジニア、データサイエンティストの育成にも引き続き注力し、サービス品質のさらなる向上を図っております。

営業活動においては、サービスの販売を行う人員を増員するとともに、営業管理体制やカスタマーサクセス体制の強化を行い、事業拡大に向けた新規取引先の開拓等の販売促進活動に努めてまいりました。

以上の取り組みにより、当事業年度において、売上高は堅調に推移し増収を達成いたしました。利益につきましては、AIサービスの提供拡大に伴い、通信費をはじめとするコストが増加いたしました。増収による利益拡大がこれを上回ったため、前期比で増益となっております。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高5,343,213千円（前期比16.6%増）、営業利益2,196,146千円（前期比11.4%増）、経常利益

2,212,035千円（前期比12.1%増）、当期純利益1,634,794千円（前期比14.4%増）となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は57,977千円であり、その主なものは、サーバー機器及びパソコン等の設備の新設によるものです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2023年 6 月期)	第 19 期 (2024年 6 月期)	第 20 期 (2025年 6 月期)	第 21 期 (当事業年度) (2026年 6 月期)
売 上 高(千円)	3,288,826	3,907,679	4,581,996	5,343,213
経 常 利 益(千円)	1,357,584	1,720,151	1,972,822	2,212,035
当 期 純 利 益(千円)	954,352	1,185,536	1,429,454	1,634,794
1 株当たり当期純利益 (円)	59.80	73.94	88.94	102.63
総 資 産(千円)	7,211,745	8,835,192	9,971,332	11,180,602
純 資 産(千円)	6,340,233	7,724,850	8,699,226	9,446,221
1 株当たり純資産 (円)	396.97	477.91	543.35	600.51

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、新しい価値を創造し世の中が進化するための製品創出に取り組んでおります。これらの実現のために対処すべき課題は以下のとおりです。

① 既存製品の品質向上及び新規製品の開発

当社は、デジタルマーケティング支援ツール「User Insight」、ソーシャルメディア解析ツール「Social Insight」、問い合わせ対応業務等の支援ツール「Support Chatbot」、法人向け生成AIツール「ユーザーローカル ChatAI」を主に提供しております。

当社サービスで活用している「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高いものであるため、既存分野や新分野でさらなる応用が期待できるものと考えており、引き続きサービス内容強化に注力いたします。特に、生成AI関連サービスの製品提供においては、生成AI分野の国際的市場競争が激化しているため、当社では顧客ニーズを深く理解し、生成AIの価値を引き出して提供することが重要であると考えております。これまで培った知見や事例に基づく技術開発力を生かすことで競争優位性を保ち、多様化する顧客ニーズに対応するサービス提供を進めてまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、事業のさらなる拡充を牽引できる高い専門性を備えた人材の確保が不可欠であると認識しております。技術革新が加速する現状において、柔軟かつ迅速に対応するために、優秀な人材の確保と、既存人材の能力及び技術の向上は重要な課題と考えております。今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実や、教育体制の整備、積極的な採用活動を進め、優秀な人材の確保と育成に努める方針であります。

③ 内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査等委員会監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

④ システムの安定性強化

当社はインターネットを通じてサービスを提供しているため、システムの安定稼働が重要であると認識しております。市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うために、サーバー設備の拡充、並列処理システムの導入等による負荷分散を実施しております。今後も中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働および強化に取り組んでいく方針であります。

⑤ セキュリティの継続的な向上

当社システムの安定稼働及び継続利用のためには、セキュリティ管理体制の構築、維持が重要であると認識しております。当社は、ISO/IEC 27001（ISMS認証）及びISO/IEC 27017（ISMS認証）を取得し、また、全社員に情報管理に関する研修を継続して実施しております。今後もセキュリティ管理体制の強化に取り組んでいく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

事業区分	事業内容
データクラウド事業	ビッグデータ・AIを活用したマーケティング分析及び業務支援サービスを開発・提供

(6) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

本社	東京都港区芝浦三丁目1番21号
----	-----------------

(7) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	9名増	28.7歳	4.8年

（注）従業員数はパートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,161,800株

（注）発行済株式の総数は、新株予約権の権利行使により43,500株増加、また、2026年5月29日付で実施した自己株式の消却により100,000株減少しております。

(3) 株主数 16,083名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 将 雄	6,071,400株	38.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （ 信 託 口 ）	1,175,500株	7.47%
渡 邊 和 行	760,000株	4.83%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	476,400株	3.02%
三 上 俊 輔	333,800株	2.12%
株 式 会 社 キ ー バ リ ュ ー	200,000株	1.27%
中 村 賀 一	193,000株	1.22%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS A C C O U N T (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	161,700株	1.02%
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	150,000株	0.95%
本 郷 寛	129,400株	0.82%

（注）1 持株比率は自己株式（431,502株）を控除して計算しております。

2 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	45,000株	3 名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	2,000株	2 名
監査等委員である社外取締役	3,000株	3 名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

特にありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	伊 藤 将 雄	経営・企画全般担当
取 締 役	渡 邊 和 行	COOコーポレートセールス部長
取 締 役	岩 本 大 輔	CFO管理部長
取 締 役	本 郷 寛	AI・システム開発担当
取 締 役	松 崎 良 太	サードギア株式会社代表取締役 きびだんご株式会社代表取締役
取 締 役	伊 藤 拓	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 ピープル株式会社社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	渡 辺 智 美	
取 締 役（監査等委員）	中 村 賀 一	株式会社エンパイオ・ホールディングス代表取締役 株式会社カラダノート社外取締役 （監査等委員）
取 締 役（監査等委員）	田 中 裕 幸	田中法律会計税務事務所所長 ビーブラッツ株式会社社外監査役 株式会社Will Smart 社外監査役

- (注) 1 取締役松崎良太氏及び伊藤拓氏並びに取締役（監査等委員）渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役（常勤監査等委員）渡辺智美氏は、米国公認会計士として監査法人での実務経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）中村賀一氏及び田中裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、田中裕幸氏は、弁護士としても活躍されており、法律に関する専門性も有しております。
- 3 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
- 4 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員及び管理職従業員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	95,250 (6,990)	70,800 (3,600)	－ (－)	24,450 (3,390)	6 (2)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,991 (15,991)	9,540 (9,540)	－ (－)	6,451 (6,451)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	111,241 (22,981)	80,340 (13,140)	－ (－)	30,901 (9,841)	9 (5)

(注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ハ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、2024年9月20日開催の第19回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人給与と分を含まない。）と決議し、また、同株主総会において、当該報酬枠の内枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額100,000千円以内（普通株式総数年8万株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の報酬について、2024年9月20日開催の第19回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議し、また、同株主総会において、当該報酬枠の内枠で、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額25,000千円以内（普通株式総数年2万株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社役員の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、透明性、公平性、客観性をもって、当該事業年度の当社の業績推移、他社水準等を勘案し、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを基本方針とします。

取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）とインセンティブとして自社株式からなる非金銭報酬により構成するものとします。

b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬等については、月額固定報酬とし、担当職務、各期の業績、それに対する貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案するものとします。

c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として譲渡制限付株式を不定期に付与することとします。

d. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の配分の決定について、取締役会から一任を得た代表取締役が検討し、指名・報酬委員会の諮問・答申を経て決定するものとします。

e. 監査等委員である取締役の報酬等の構成及び決定方法

監査等委員である取締役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬）、非金銭報酬としての譲渡制限付株式の付与で構成し、常勤・非常勤の別、担当職務、業界水準等を勘案し、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定することとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役松崎良太氏は、サードギア株式会社の代表取締役、きびだんご株式会社の代表取締役を兼職しております。きびだんご株式会社は当社の取引先ではありますが、一般の取引先と同様の条件であります。なお、当社とその他の兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役伊藤拓氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員及びピープル株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）中村賀一氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの代表取締役及び株式会社カラダノートの社外取締役（監査等委員）を兼職しております。株式会社エンバイオ・ホールディングスは当社の取引先ではありますが、一般の取引先と同様の条件であります。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役及び株式会社Will Smartの社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 松 崎 良 太	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、国際金融業界における経験や経営者としての豊富な知見を踏まえて、当社の経営判断や事業方針、資本政策等、経営全般に対し独立役員として客観的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 伊 藤 拓	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を踏まえ、当社の経営判断や事業方針、資本政策等、経営全般に対し独立役員として客観的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 渡 辺 智 美	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に米国公認会計士として培われた専門的な知識・経験などから、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、監査等委員会において専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 中 村 賀 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、監査等委員会において専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 田 中 裕 幸	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、監査等委員会において専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、内部留保とのバランスを考慮し適切な配当を実施することを基本方針としています。今後も、安定した成長を支える人材や研究開発への成長投資とのバランスを考慮しながら継続的な配当を目指します。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき14円とさせていただきます。すでに、2026年3月13日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり24円となります。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,452,635	流 動 負 債	1,733,886
現金及び預金	9,749,289	未 払 金	421,920
売 掛 金	305,226	未 払 法 人 税 等	411,197
前 払 費 用	210,519	前 受 金	676,338
貸 倒 引 当 金	△3,071	預 り 金	55,648
その他の流動資産	190,670	未 払 消 費 税 等	123,418
		その他の流動負債	45,362
固 定 資 産	727,967	固 定 負 債	495
有形固定資産	229,833	長 期 前 受 金	495
建物附属設備	183,800	負 債 合 計	1,734,381
工具、器具及び備品	46,033	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	13,113	株 主 資 本	9,446,221
ソフトウェア	13,113	資 本 金	1,220,842
投資その他の資産	485,020	資 本 剰 余 金	1,220,005
投資有価証券	0	資 本 準 備 金	1,205,842
差 入 保 証 金	133,512	その他資本剰余金	14,163
保 険 積 立 金	64,687	利 益 剰 余 金	7,729,728
長期前払費用	162,459	その他利益剰余金	7,729,728
繰延税金資産	124,360	繰越利益剰余金	7,729,728
		自 己 株 式	△724,355
資 産 合 計	11,180,602	純 資 産 合 計	9,446,221
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,180,602

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2025年7月 1 日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		5,343,213
売 上 原 価		587,345
売 上 総 利 益		4,755,867
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,559,721
営 業 利 益		2,196,146
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24,771	
受 取 配 当 金	3,024	
そ の 他	903	28,698
営 業 外 費 用		
株 式 報 酬 費 用	7,431	
自 己 株 式 取 得 費 用	4,534	
そ の 他	842	12,808
経 常 利 益		2,212,035
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	55,645	
受 取 補 填 金	44,805	100,450
税 引 前 当 期 純 利 益		2,312,486
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	660,231	
法 人 税 等 調 整 額	17,460	677,692
当 期 純 利 益		1,634,794

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月19日

株式会社ユーザーローカル

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若山 聡 満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有岡 照 晃

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザーローカルの2025年7月1日から2026年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月19日

株式会社ユーザーローカル 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 渡 辺 智 美 ⑩

監査等委員（社外取締役） 中 村 賀 一 ⑩

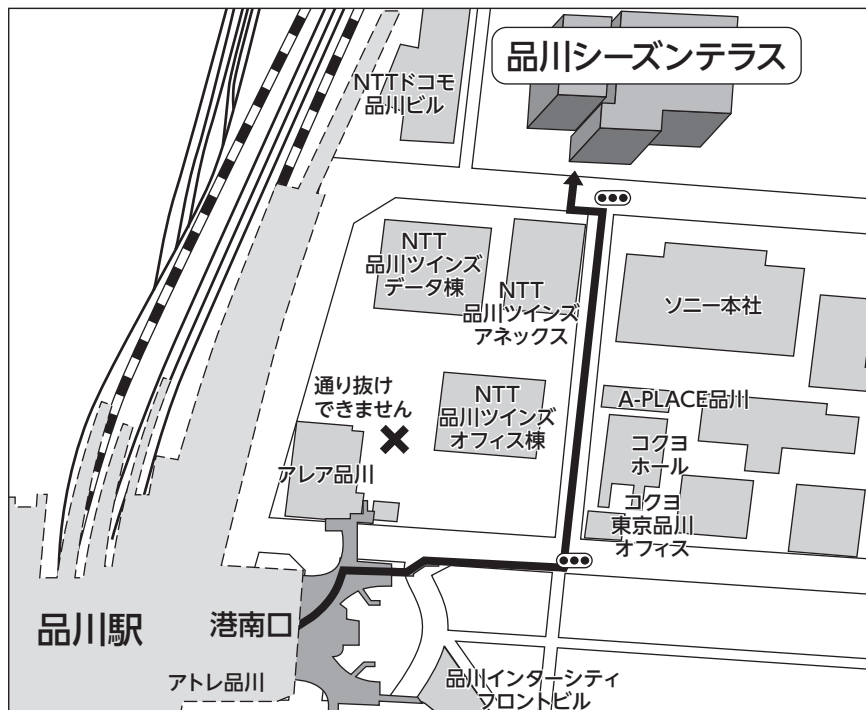
監査等委員（社外取締役） 田 中 裕 幸 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスカンファレンス アネックス棟3階 ホール



交通

最寄り駅：J R品川駅港南口（東口）より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅高輪口より徒歩12分
座席数に限りがあるため、ご入場いただけない場合がございます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。